

秦野市障害福祉計画

(第6期 令和3年度～令和5年度)

秦野市障害児福祉計画

(第2期 令和3年度～令和5年度)

令和4（2022年）3月

秦野市

目 次

第1部 第6期秦野市障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨及び経過	1
2	計画の基本的理念	1
3	計画期間について	2
4	計画策定にあたっての基本的な視点	2
5	障害福祉サービスの体系イメージ図	4

第2章 令和5年度までの目標値の設定

1	施設入所者の地域生活への移行	5
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	7
4	福祉施設から一般就労への移行等	8
5	相談支援体制の充実・強化等《新規》	10
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築《新規》	11
7	発達障害者等に対する支援《新規》	15

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1	訪問系サービス	16
2	日中活動系サービス	17
3	居住系サービス	22
4	計画相談支援・地域相談支援	26

第4章 地域生活支援事業について

1	地域生活支援事業	29
2	市が実施する地域生活支援事業に関する考え方	29
3	市が実施する地域生活支援事業の内容	30
4	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	31
5	見込量確保のための方策	42

第2部 第2期秦野市障害児福祉計画

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨及び経過 43
- 2 計画策定にあたっての基本的な視点 43
- 3 障害福祉サービスの体系イメージ図 44

第6章 令和5年度までの目標値の設定

- 1 障害児支援の提供体制の整備等 45

第7章 福祉サービスごとの見込量

- 1 障害児通所支援 47
- 2 障害児相談支援 50
- 3 見込量確保のための方策 50

第8章 計画の達成状況の点検及び評価 52

第 1 部 第 6 期秦野市障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び経過

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成18年4月に障害者自立支援法(平成25年4月より「障害者総合支援法」に改正)が施行されたことに伴い、本市においても、この法律に基づき「第1期障害福祉計画」を策定しました。

この計画は、障害者総合支援法で定める福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの令和5年度末における必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めるものです。

これまで平成18年度から令和2年度までの3か年ごとを計画期間とする第1期～第5期障害福祉計画を、また平成30年度から令和2年度を計画期間とする第1期障害児福祉計画を策定し、その推進を図ってきました。

このたび、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第6期障害福祉計画を策定します。

また、第6期障害福祉計画と同時に第2期障害児福祉計画を策定し、必要量の見込み等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

2 計画の基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)は、障害者基本法第11条第3項に基づき令和2年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画(第5期)」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「一人ひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

「第5期秦野市障害者福祉計画」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

3 計画期間について

障害福祉計画等の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年とします。

また、障害者総合支援法附則第3条の規定により、障害福祉計画等の計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

<障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間>

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
秦野市 障害者福祉計画	第4期				第5期					
秦野市 障害福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期	
秦野市 障害児福祉計画				第1期		第2期			第3期	

※ 障害福祉計画等は、秦野市の障害者等のための福祉施策全般に関する総合的な計画である「秦野市障害者福祉計画（計画期間：5年）」を踏まえた上で、障害福祉サービス等に関する個別の計画として定めるものです。

～計画の策定期間の変更について～

現行の障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）の期間は令和2年度までのため、令和2年度中に第6期計画及び第2期計画をそれぞれ策定する予定でしたが、国の通知を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、障害福祉サービス等の提供体制に大きく影響していると考えられることから、策定期間を変更し、令和3年度中に策定することといたしました。

なお、令和3年度に第6期計画を策定する場合も、計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間とすることとなっています。

4 計画策定にあたっての基本的な視点

障害福祉計画等の策定にあたっては、第5期障害者福祉計画の基本的な視点や本市の地域特性を踏まえ、以下の6点を基本的な視点と考えています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者等

が必要とする障害サービスの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図れるよう、障害者一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障害者等の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援及び就労支援といった課題に対応するため、障害者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限活用した障害サービスの提供体制を整備します。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み

障害の有無にかかわらず、地域に暮らす人たちが尊重し、ともに支え合う共生する社会の実現を目指すため、障害者等が支援を受ける側としてだけでなく、一人ひとりが地域の一員として認められるよう、相談支援と一体的に行う就労支援など多様な社会参加に向けた支援の提供に努めます。

(4) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族が、障害の疑いのある段階から障害種別や年齢等のニーズに応じて身近な地域で効果的な支援が受けられるよう、質の高い専門的な支援体制の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備します。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

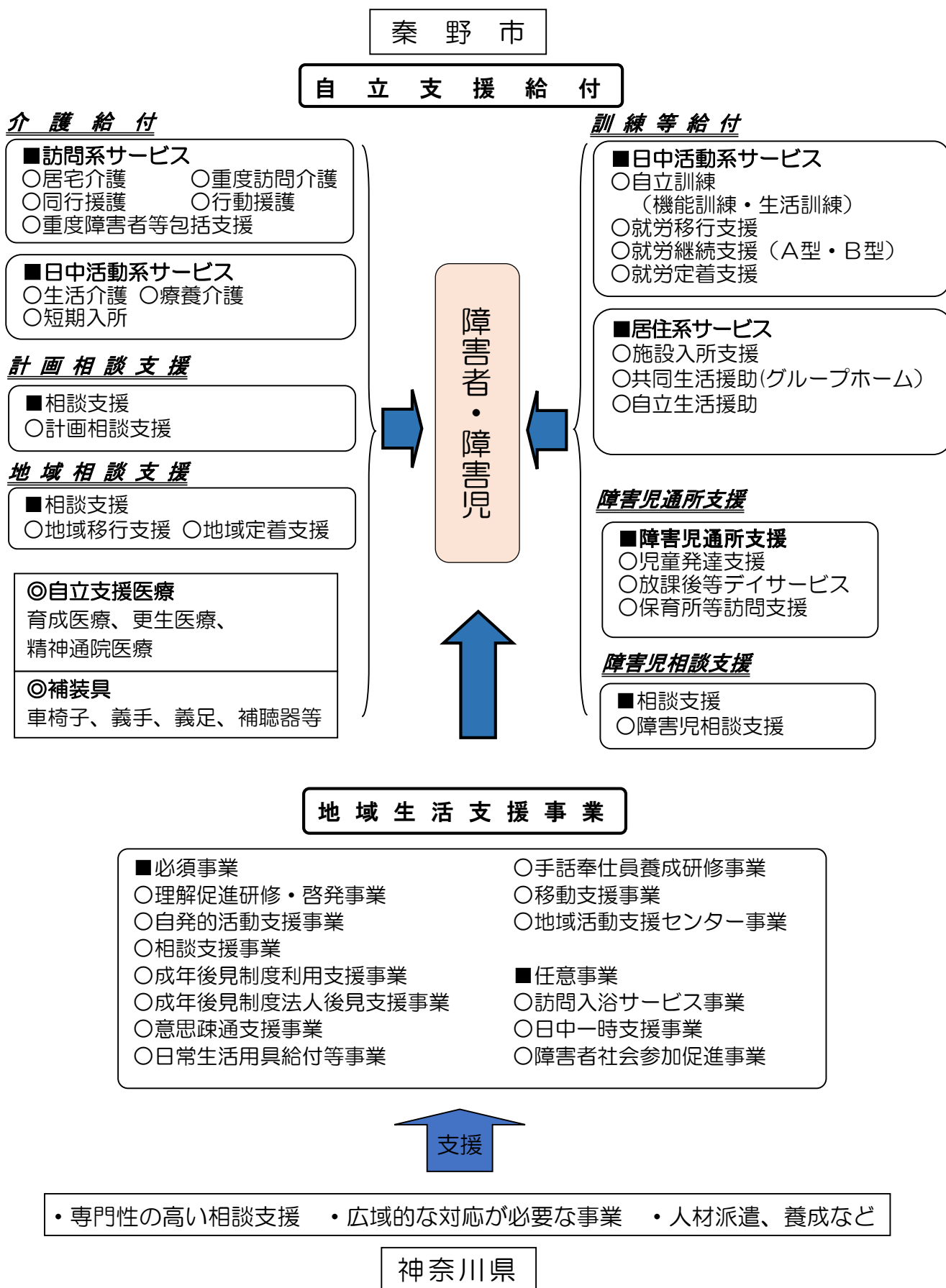
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、地域生活はもとより、障害福祉の現場も大きな影響を受けました。感染症対応からサービス提供が劣らないよう、国による障害サービス事業所への弾力的な取扱いや報酬改定における特例的な評価などの施策により必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等事業所に係る全体量の調整

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、この計画において障害福祉サービス等の提供確保に係る目標値（成果目標）や必要なサービス量を見込むこととしています。

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、特定の障害福祉サービスの供給量が過剰とならないよう、「全体量」の調整などを検討します。

5 障害福祉サービスの体系イメージ図



第2章 令和5年度までの目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

項 目		数値等	備 考
基準値	施設入所者数	185人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者数	12人	基準値のうち、令和5年度末までに移行する者の目標値
		(6.5%)	基準値に占める割合
見込値	令和5年度末の施設入所者数	182人	令和5年度末の利用見込者数
目標値	施設入所者数の削減	3人	令和5年度末目標値
		(1.6%)	基準値に占める割合

【取組みの方向】

(国の基本指針)

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6.5%（12人）が地域生活に移行し、令和5年度末の施設入所者数は、1.6%（3人）の減少を目指します。

そのために、重度訪問介護等の障害サービスの充実を図るとともに地域移行支援事業及び相談支援などの地域生活支援事業を推進し、グループホームの活用を図るなど地域生活への移行を支援していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者・当事者・家族会等による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築を進めます。

項 目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	10人/回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	0人	1人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	64人	70人
精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	1人

【取組みの方向】

(国の基本指針)

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上
- 精神病棟における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上

※ 上記項目の具体的な成果目標については、神奈川県が設定します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、令和2年度から協議の場を設置しています。引き続き、保健・医療・福祉関係者・当事者・家族会等と地域生活支援に必要な協議を行いながら、充実を図っていきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針に基づき、平成29年10月に民設民営の地域生活支援拠点施設、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を整備しました。

項 目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	国の基本指針
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	整備済	令和5年度末までに1か所以上設置
地域生活支援拠点の運用状況の検証	——	実 施	年1回以上運用状況の検証及び検討

【取組みの方向】

地域生活拠点等が担う必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の見直しを随時行い、拠点としての機能の充実・発展を図っていくとともに、秦野市障害者支援委員会において、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

項 目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備 考
	【実 績】	【国の基準値】	
一般就労への移行者数	19人	26人 (1.27倍)	一般就労に移行した就労支援事業等利用者数
就労移行支援事業	18人	23人 (1.30倍)	一般就労に移行した就労支援事業利用者数
就労継続支援A型事業	1人	2人 (1.26倍)	一般就労に移行した就労継続支援A型事業利用者数
就労継続支援B型事業	0人	1人 (1.23倍)	一般就労に移行した就労継続支援B型事業利用者数
項 目	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)	備 考
就労定着支援事業利用者	26人	18人 (一般就労移行支援者数の7割)	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した利用者数のうち就労定着支援事業利用者数
就労定着支援事業の就労定着率 80%以上の事業所数	2か所	1か所 (就労定着支援事業所数の7割)	秦野市内の就労定着支援事業所(2か所)のうち就労定着率80%以上の事業所数

【取組みの方向】

(国の基本指針)

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上
- 上記のうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業を通じた移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業を通じた移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上
- 令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

本市では、障害者支援委員会や障害者支援懇話会就労部門において、地域における就労支援や相談支援などの共通課題に取り組み、今後も障害者の地域生活に向けた幅広い支援を行っていきます。また、秦野市地域生活支援センターが中心となり、障害者の雇用や生活支援も含めた総合的な就労支援に向けた事業展開を図っていくとともに、「福祉事業所合同説明会」を定期的を開催し、障害のある方や保護者等の希望やニーズにあった事業所が見つかるよう支援を行います。

5 相談支援体制の充実・強化等 《新規》

地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	目標値 (令和5年度)	備考
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	平成29年10月に基幹相談支援センターを設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件	基幹相談支援センターにおける対応件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	基幹相談支援センターにおける研修実施件数
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	6回	障害者支援委員会相談部門における取組みの実施回数

【取組みの方向】

(国の基本方針)

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

相談支援体制については、障害者支援委員会相談部門において支援体制のあり方について協議を進めてきていますが、地域で生活する障害者やその家族からの相談件数が増加し、問題も多様化してきているため、新規での計画相談支援を行うことが難しくなってきました。そのため、計画相談支援を希望するまたは必要な方が適切なサービスが受けられるよう、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所の拡充や専門的な人材の育成により、相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築《新規》

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が必要とする障害サービス等を提供していくための取組みを実施します。

項目	目標値 (令和5年度)	備考
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	5人	令和5年度の研修等への参加見込人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有	有	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有体制の有無
	1回	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有の実施回数

【取組みの方向】

(国の基本方針)

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本とします。

神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加し、サービスの質の向上に努めます。

また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備を図ります。

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、特定の障害福祉サービスの供給量が過剰とならぬよう、「全体量」の調整などを検討します。

●障害福祉サービス等事業所に係る「総量規制制度」について

障害福祉サービス等事業所の増加は、利用可能な地域の資源が増え、本人が希望するサービス受給の選択肢が広がることとなります。一方で、ニーズに対して供給量が過剰となる場合、いわゆる「過当競争」により事業所運営に影響を及ぼすことに伴い、質の高いサービスの確保が難しくなることなどが懸念されます。

そのため、障害福祉計画に必要なサービスの量をあらかじめ決めておき、事業所の新設や定員枠増の変更があった場合、市内において必要な量に既に達しているか、またはその新設等によってその量を超え、障害福祉計画の達成に支障を生じることになると認めるとき、その超過する量を抑制する仕組みが必要となります。なお、障害者総合支援法には、事業所や定員枠の上限設定によりサービスの量をコントロールする「総量規制」が規定され、都道府県が実施できることになっています。しかし、市町村は計画の成果目標に資するよう、地域の実情に応じて、サービス見込み量を確保するための方策を定めなければならないとされていることから、障害福祉サービスのニーズに応じた必要なサービス量を把握し、特定の障害福祉サービスの供給量が過剰とならないよう、「全体量」の調整などを検討します。

≪ 「総量規制」 の 概 要 ≫

1 総量規制を実施する障害サービス等について

障害者総合支援法及び児童福祉法等により、次の障害福祉サービス等に係る事業について、**都道府県**は総量規制を実施できることとされています。

障害福祉サービス		障害児通所支援	
1	生活介護	1	児童発達支援
2	就労継続支援 A 型		
3	就労継続支援 B 型	2	放課後等デイサービス
4	障害者支援施設		

2 総量規制の実施基準の考え方について

障害者総合支援法等の根拠法令において、「障害福祉サービス等の種別ごとのサービス量（定員数）が、障害福祉計画・障害児福祉計画に示す必要な量に達しているか、または必要な量を超過すると認めるときなどに総量規制が実施できる。」と規定されていることから、総量規制の実施の有無については、次の基準により判断していくことが考えられます。

総量規制の実施基準（例）

定員数 > 計画値又は利用者数のいずれか多い方の値

例えば、「生活介護事業」について、
基準日（令和4年3月31日）の状況が、次の場合、

定員数	第6期計画見込量			利用者数
	R3年度	R4年度	R5年度	
110	95	105	115	100

令和4年度当初において、新規事業所（定員増を含む）の指定申請については、既に、計画見込量を超える定員数があるため、「総量規制」に基づき、事業所を指定しないことを検討することができます。

※ 「総量規制」実施の判断は、県内（指定都市、中核市は除く）または秦野市を含めた障害福祉圏域における各自治体の「数量」で判断することになっています。

【参 考】本市の状況（障害サービス等の利用率等）について （単位：人）

類 型	利用定員	受給者証交付対象者【※1】	第6期計画見込量【※4】			利用者【※1】		入所率 (利用者/定員)	
			R3年度	R4年度	R5年度	市内	市外【※2】		
障害福祉サービス									
生活介護	652	438	416	420	424	647	350	297	99.2%
就労継続支援B型	404	522	500	542	587	527【※3】	406	121	100.0%
施設入所支援	376	195	187	184	182	362	139	223	96.3%
障害児通所支援									
児童発達支援	201	198	165	165	170	179	150	29	89.1%
放課後等デイサービス	210	420	375	380	385	580【※3】	529	51	100.0%

- ※1 受給者証交付対象者及び利用者数は、令和3年10月の状況です。
- ※2 利用者数の「市外」は、他の自治体の障害福祉サービスを受給して利用している方の人数です。
- ※3 就労継続支援B型及び放課後等デイサービスは、登録者数を表記しています。
- ※4 本計画におけるサービス見込量は、本市が支援すべき障害者等の人数を見込むことになっており、この数値には、市外の障害サービス事業所を利用している障害者等の人数が含まれています。「第6期計画見込量」について、「障害福祉サービス」は第3章、「障害児通所支援」は第7章でそれぞれ説明しています。

- 生活介護及び児童発達支援事業は、利用定員に対して利用者数が充足している状況にあります。生活介護については、施設入所支援等のサービスと一体的に提供している場合が多く、また、児童発達支援については、重度障害児や児童一人ひとりの特性に合わせて受け入れている場合などが多いことから、「規制」の検討に当たっては、サービスの利用実態や利用者ニーズを把握する必要があります。
- 現在、神奈川県では、施設入所支援事業の新設、定員の増加は認めない運用を行っています。

⇒ 各事業所が設定する定員には、市内、市外の区分がないため、定員数と計画見込量の値を直接比較することはできないことから、他市受給者を含めた入所率により、利用定員の充足状況を考慮し規制実施の有無を検討していく必要があります。

「総量規制」の実施については、神奈川県において県障害福祉計画等の「計画値」や本市を含む障害福祉圏域（湘南西部圏域）での対象となる障害福祉サービス等の実績値（利用者数）の推移などを勘案し協議されることとなります。

7 発達障害者等に対する支援 《新規》

発達障害者等及びその家族等への支援体制の充実を図ります。

項目	目標値 (令和5年度)	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	受講者数
ペアレントメンターの人数	1人	ペアレントメンターの人数

【取組みの方向】

(国の基本方針)

- 発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することを基本とします。

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であるため、本市独自の取組みである「早期療育事業」の充実を図ります。

また、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）と連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

第3章 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援について、必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

- 表中の実績値は、各年度の1か月平均の実績値です。
- 単位の「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」です。
- 事業所数は、令和3年4月1日現在の状況です。

1 訪問系サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。

サービス名称	内 容	市内事業所
居 宅 介 護	利用者の自宅を訪れ、入浴や排せつ、食事の介護などその他生活全般にわたる援助を行います。	17か所
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	16か所
同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供と移動の援護などを行います。	6か所
行 動 援 護	行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	4か所
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。	0か所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	3,275h	3,346h	3,338h	3,432h	3,893h	3,960h
行動援護 重度障害者等包括支援	146人分	159人分	152人分	155人分	159人分	163人分
<p><基本的な考え方></p> <p>三障害に対応した身近な地域生活を支援するサービスの提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。</p>						

(2) 見込量確保のための方策

全体の利用量は、障害者の重度化や介護者の高齢化により増加が見込まれますので、事業の拡大等を支援するとともに、スムーズな利用に繋がられるよう、相談支援事業者とヘルパー事業所との連携を推進します。

2 日中活動系サービス

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名称	内 容	市内事業所
生活介護	常に介護が必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援や創作活動及び生産活動の機会を提供します。	21か所
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者や難病患者などが地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	1か所
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障害者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	1か所

サービス名称	内 容	市内事業所
就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行います。	3か所
就 労 継 続 支 援 A型	一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	0か所
就 労 継 続 支 援 B型	一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行います。	20か所
就 労 定 着 支 援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	2か所
療 養 介 護	医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。	1か所
短 期 入 所	自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	15か所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 生活介護

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	7,912 人日分	7,862 人日分	7,969 人日分	8,001 人日分	8,033 人日分	8,065 人日分
	412人分	408人分	412人分	416人分	420人分	424人分

<基本的な考え方>

障害者の高齢化に伴い、就労系のサービスから移行する利用者の増加を踏まえ、対象者へのサービス提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

イ 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 （機能訓練）	90 人日分	57 人日分	21 人日分	95 人日分	100 人日分	105 人日分
	5人分	3人分	2人分	6人分	6人分	6人分

<基本的な考え方>

利用期間が一定（1年6か月）で利用者の入れ替わりがあること、また、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 （生活訓練）	84 人日分	37 人日分	66 人日分	69 人日分	72 人日分	76 人日分
	4人分	2人分	3人分	3人分	3人分	3人分

<基本的な考え方>

利用期間が一定（2年）で利用者の入れ替わりがあること、また、入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において親などと暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

エ 就労移行支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	665 人日分	695 人日分	698 人日分	715 人日分	733 人日分	752 人日分
	40人分	43人分	45人分	48人分	51人分	54人分

<基本的な考え方>

福祉施設から一般就労への移行を目指す人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定します。

オ 就労継続支援A型

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援 A型	396 人日分	582 人日分	684 人日分	804 人日分	944 人日分	1,110 人日分
	21人分	32人分	35分	38人分	42人分	46人分

<基本的な考え方>

新規就労を目指す利用者や、再就職や休職から復職される利用者のニーズの増加を踏まえ就労支援を強化する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

カ 就労継続支援B型

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援 B型	6,098 人日分	6,755 人日分	7,254 人日分	7,914 人日分	8,634 人日分	9,420 人日分
	394人分	429人分	462人分	500人分	542人分	587人分

<基本的な考え方>

福祉施設における就労の場を確保し、あわせて利用者の社会参加やコミュニティの推進など多様な支援を図る観点から、必要なサービス見込量を設定します。

キ 就労定着支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援	4人分	18人分	18人分	23人分	29人分	37人分

<基本的な考え方>

就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて、一般就労に移行した人数を勘案し利用者数を見込みます。

ク 療養介護

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	13人分	14人分	12人分	11人分	10人分	10人分

<基本的な考え方>

医療機関でのサービス提供となるため、利用ニーズを踏まえて、利用者数を見込みます。

ケ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
短期入所 （福祉型）	368 人日分	384 人日分	235 人日分	245 人日分	256 人日分	267 人日分
	67人分	75人分	32人分	35人分	39人分	44人分
短期入所 （医療型）	33 人日分	32 人日分	12 人日分	12 人日分	11 人日分	11 人日分
	6人分	6人分	2人分	2人分	2人分	2人分

<基本的な考え方>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、利用を一時的に縮小したり停止したりした事業所があったため低い利用実績となっています。

引き続き、サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮するとともに、障害者等はその家族を支援するという視点から必要なサービス見込量を設定します。

(2) 見込量確保のための方策

障害者が地域において自分らしく安心して生活するためには、一人ひとりに応じた日中活動の場の提供が必要となります。

- ◆ 引き続き、サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の推移を見込みながら、サービス利用量の増加に対応していくことが必要であるため、事業者には、国や神奈川県の実策を活用しながら、既設の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援などサービス量が確保されるような施策を検討します。
- ◆ 利用者に対しては、神奈川県障害福祉サービス情報などを通じて、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるため事業者情報の提供に努めます。

3 居住系サービス

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、一部のサービスを除き、日中の時間帯は別途いずれか「日中活動系サービス」を利用します。

サービス名称	内 容	市内事業所
施設入所支援	常に介護が必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援や創作活動及び生産活動の機会を提供します。	9か所
共同生活援助	主に夜間や休日、共同生活の住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行うサービスです。	31か所
自立生活援助	地域で単身生活をしている人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	2か所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 施設入所支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	192人分	187人分	188人分	187人分	184人分	182人分

<基本的な考え方>

令和元年度末時点の入所者数を基礎とし、今後の地域移行等による退所者と新規の利用者数から、施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、利用者数を見込みます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助（グループホーム）	173人分	184人分	198人分	218人分	231人分	239人分

<基本的な考え方>

施設入所者の地域生活への移行や、退院可能な精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、利用者数を見込みます。

平成30年に創設された新たな類型である「日中サービス支援型」は、1施設当たり定員数が多く設定されるため、サービス提供量が一時的に過剰とならないよう新規事業所の開設の調整を図ります。

ウ 自立生活援助

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分

<基本的な考え方>

安定した地域生活を支援するため、入所施設や精神病院からの地域移行する障害のある人の動向を考慮し、利用者数を見込みます。

(2) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を促進するうえで、グループホームは重要な役割を担っています。

- ◆ 施設入所支援については、障害の重度化や介護者の高齢化などにより、今後、必要とする人が増加することが見込まれることから、障害者及び介護者のニーズ把握を行うとともに、必要な人が確実にサービスを利用できるよう、一定の定員の確保に努めます。
- ◆ 障害者の重度化、高齢化など、障害の種別や程度等によらず、様々な障害種別に対応したグループホームのニーズが今後とも高まるものと考えられるため、グループホームを運営する事業者に対して、必要なサービスが提供されるよう体制の拡充等の促進を支援します。
- ◆ 共同生活援助（グループホーム）における「サービス供給量」について共同生活援助（グループホーム）の利用状況等は次のとおりです。

(単位：人)

類 型	利用定員	受給者証交付対象者【※1】	第6期計画見込量			利用者【※1】			入所率 (利用者/定員)
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	市内	市外【※2】		
合 計	387	220	218	231	239	324	161	163	83.7%
介護サービス包括型	357	—	—			322	160	162	90.2%
日中サービス支援型	30					2	1	1	6.7%

※1 受給者証交付対象者及び利用者数は、令和3年10月の状況です。

※2 利用者数の「市外」は、他の自治体の障害福祉サービスを受給して利用している方の人数です。

共同生活援助（グループホーム）事業の利用状況について、当該事業は「介護サービス包括型」と「日中サービス支援型」の二つの類型区分がありますが、市内合計利用定員 387 人に対して、利用者が 324 人のため、入所率は 83.7 パーセントとなっています。

類型別の入所率では、「介護サービス包括型」は合計定員が 357 人、利用者が 322 人のため入所率が 90.2 パーセント、「日中サービス支援型」は合計定員が 30 人、利用者が 2 人のため入所率が 6.7 パーセントとなっています。

「介護サービス包括型」は、福祉施設や医療機関を運営する法人が、地域移行を踏まえ、日中活動系サービス事業と合わせて共同生活援助（グループホーム）事業所を設置してケースが多いことなどから、比較的高い入所率となっていますが、未だ35人分の定員枠があります。また、平成30年度の制度改正により新設された「日中サービス支援型」については、いずれも2施設（令和3年8月、9月に開所）で低い入所率に留まっています。「日中サービス支援型」でも、今後、利用者の増加が見込まれますが、令和4年に新たに1施設（定員数：20名）が開設予定で、需要（利用者数）に対して供給量が過剰である状況です。

本計画におけるサービス見込量は、本市が支援すべき障害者の人数を見込むことになっており、この数値には、市外の共同生活援助（グループホーム）事業所を利用している障害者数が含まれています。本市の障害サービス「受給者証」の交付を受け、共同生活援助（グループホーム）事業所を利用している障害者数は205人（このうち市内事業所利用者数は161人）で、令和3年度末時点では、218人を見込んでいます。共同生活援助（グループホーム）事業所が設定する定員には、市内、市外の区分がないことから、定員387人と計画の見込量218人を直接比較することはできませんが、他市受給者を含めた入所者数で比較した場合でも、定員数が大きく上回り充足されている状況にあります。

これらの現状を踏まえ、「日中サービス支援型」については、引き続き低い入所率で推移していく場合には、事業所の安定した運営により提供されるサービスの質を確保するため、定員について「全体量」を調整するなど検討していく必要があると考えます。

4 計画相談支援・地域相談支援

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

サービス名称	内 容	市内事業所
計画相談支援	障害サービス等を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。	15 箇所
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。	6 箇所
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者や家族の状況等により、同居している家族の支援が受けられない障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因した緊急事態などが生じたときの相談等を行います。	6 箇所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 計画相談支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	149人分	157人分	174人分	200人分	220人分	240人分

<基本的な考え方>

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象とすることが基本ですが、サービス全体の利用者数を勘案して利用者数を見込みます。今後、利用者数の増加にあわせて、計画相談の支援体制を確保していくため、事業所の拡充や専門的な人材の育成等を図っていきます。

イ 地域移行支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分

<基本的な考え方>

利用期間が一定（6か月）で利用者の入れ替わりがあること、また、施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、利用者数を見込みます。

ウ 地域定着支援

サービス内容	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域定着支援	0人分	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分

<基本的な考え方>

平成30年度に創設されたサービス「自立生活援助」の利用終了者が、その後移行することが想定されているため、自立生活援助の実績数を踏まえて、利用者数を見込みます。

(2) 見込量確保のための方策

- ◆ 相談支援事業の増加を図るため、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。あわせて相談支援専門員の人材確保や相談支援事業所の運営状況改善への対応など、今後のサービス提供を見据えた支援に努めます。
- ◆ 秦野市障害者支援委員会に設置されている懇話会（相談部門）を通じて相談支援の質の向上や効率化を図るとともに、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。
- ◆ 特定相談支援事業所、関係機関との連携を通じて、地域移行支援・地域定着支援の潜在的対象者の把握に努め、より、多くの方が地域で安心して生活できるようサービスの拡充を図ります。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月当たりの見込量）

サービス内容		第5期利用実績			第6期計画見込量		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サ ー 訪 問 系	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	3,275h	3,346h	3,338h	3,432h	3,893h	3,960h
		146人分	159人分	152人分	155人分	159人分	163人分
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生 活 介 護	7,912人日分	7,862人日分	7,969人日分	8,001人日分	8,033人日分	8,065人日分
		412人分	408人分	412人分	416人分	420人分	424人分
	自立訓練（機能訓練）	90人日分	57人日分	21人日分	95人日分	100人日分	105人日分
		5人分	3人分	2人分	6人分	6人分	6人分
	自立訓練（生活訓練）	84人日分	37人日分	66人日分	69人日分	72人日分	76人日分
		4人分	2人分	3人分	3人分	3人分	3人分
	就労移行支援	665人日分	695人日分	698人日分	715人日分	733人日分	752人日分
		40人分	43人分	45人分	48人分	51人分	54人分
	就労継続支援A型	396人日分	582人日分	684人日分	804人日分	944人日分	1,110人日分
		21人分	32人分	35人分	38人分	42人分	46人分
	就労継続支援B型	6,098人日分	6,755人日分	7,254人日分	7,914人日分	8,634人日分	9,420人日分
		394人分	429人分	462人分	500人分	542人分	587人分
	就労定着支援	4人分	18人分	18人分	23人分	29人分	37人分
	療 養 介 護	13人分	14人分	12人分	11人分	10人分	10人分
短期入所（福祉型）	368人日分	384人日分	235人日分	245人日分	256人日分	267人日分	
	67人分	75人分	32人分	35人分	39人分	44人分	
短期入所（医療型）	33人日分	32人日分	12人日分	12人日分	11人日分	11人日分	
	6人分	6人分	2人分	2人分	2人分	2人分	
サ ー 住 居 系	施設入所支援	192人分	187人分	188人分	187人分	184人分	182人分
	共同生活援助	173人分	184人分	198人分	218人分	231人分	239人分
	自立生活援助	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分
相 談 支 援	計画相談支援	149人分	157人分	174人分	200人分	220人分	240人分
	地域移行支援	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分
	地域定着支援	0人分	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分

※1 表中の実績値は、各年度の1か月平均の実績値です。

※2 単位の「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」です。

第4章 地域生活支援事業について

1 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス事業」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、「障害福祉サービス」のように全国統一の基準ではなく、サービスの内容を都道府県、市区町村の各自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。

また、「地域生活支援事業」は、全ての自治体が原則実施している「必須事業」と市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が「地域生活支援事業」として実施することになっています。

2 市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 「第5期秦野市障害者福祉計画」の理念の具現化

本市は、「第5期秦野市障害者福祉計画」において掲げた三つの基本理念と本市独自の地域特性を踏まえ、「生きるちから 働くちから 自律の支援」を目指して、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

(2) 施策推進の方向

ア 相談支援体制を充実・強化し、障害者等が日常生活の中で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」を取り除くことができるよう、必要なサービスを提供していきます。

イ 発達障害者や高次脳機能障害者などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業の利用により、引き続き、必要な支援を行っていきます。

ウ 市と県が実施するそれぞれの地域生活支援事業の効果的な利用により、障害者等に対する手厚い支援体制を構築していきます。

3 市が実施する地域生活支援事業の内容

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。

○市町村地域生活支援事業

○市町村必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

○市町村任意事業

・日常生活支援に関する事業

- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業

・社会参加支援に関する事業

- (13) 障害者社会参加促進事業
 - ア 点字広報等発行事業
 - イ 重度身体障害者移動支援事業
 - ウ 身体障害者歩行訓練事業
 - エ 視覚障害者移動支援事業

4 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

<事業の内容>						
障害者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施回数	13回	15回	11回	20回	20回	20回
<事業の方向性>						
精神障害の正しい理解を図り、精神障害者の社会復帰や社会参加を促進するための事業を実施します。（平成29年度からは秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」で実施）						

(2) 自発的活動支援事業

<事業の内容>						
障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障害者、障害者等の家族及び地域住民等により自発的に行われる活動に対する支援を行う事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
<事業の取組み>						
知的障害者本人の会「こうぼうやま」の社会参加を推進するため、秦野市手をつなぐ育成会に委託し、知的障害者の社会参加活動などを支援します。						

(3) 相談支援事業

<事業の内容>

障害福祉サービスの「計画相談支援」とは別の、一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

<事業の取組み>

障害者が地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、「秦野市地域生活支援センター」において、三障害に対応した相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、障害者個々の障害の程度や特性に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

また、基幹相談支援センターとして、訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の育成等の事業を実施していきます。

一般住宅への入居が困難な障害者に対し、地域生活支援の一環として関係機関と連携を図るなど、住宅入居に必要な支援に取り組みます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

<事業の内容> 障害福祉サービス等の利用等の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用の支払いが困難な方にその費用の支給を行う事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	3人	5人	4人	5人	5人	5人
<事業の取組み> 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。						

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

<事業の内容> 成年後見制度における、後見等の業務を行う法人後見の活動を支援する事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有
<事業の取組み> 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保する体制を整備するとともに、安定した法人後見の活動を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。						

(6) 意思疎通支援事業

＜事業の内容＞

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。

内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者派遣 (年間延べ派遣者数)	258人	210人	196人	200人	220人	220人
要約筆記者派遣 (年間延べ派遣者数)	8人	8人	0人	0人	8人	8人
手話通訳者設置 (年間延べ設置者数)	215人	298人	260人	280人	290人	290人

＜事業の取組み＞

コミュニケーションに障害のある聴覚及び言語機能障害者が安全な生活を送れるよう手話通訳者の市の窓口への設置や、医療機関、公共施設等へ派遣を実施し、意思疎通に支援の必要な方の地域生活及び社会参加の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

<p><事業の内容></p> <p>障害者に対し、特殊ベット、各種信号装置、ストーマ装具及び住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。</p> <p style="text-align: right;">〔年間給付件数〕</p>						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護・訓練 支援用具	11件	9件	8件	7件	6件	6件
自立生活 支援用具	14件	22件	19件	18件	17件	17件
在宅療養等 支援用具	15件	13件	14件	13件	13件	12件
情報・意思疎通 支援用具	23件	38件	13件	12件	12件	12件
排泄管理 支援用具	2,754件	2,782件	2,731件	2,690件	2,649件	2,609件
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	0件	1件	0件	1件	1件	1件
<p><事業の取組み></p> <p>今後も製品の多様化に伴う障害者のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討し、障害者の日常生活の利便性の向上を図ります。</p>						

(8) 手話奉仕員養成研修事業

<事業の内容> 意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間登録者数	21人	21人	9人	10人	20人	20人
<事業の取組み> 聴覚障害者のコミュニケーションと情報を保障するため、秦野市聴覚障害者協会に委託し、手話奉仕員、手話通訳者を養成するとともに手話通訳の環境を整備します。						

(9) 移動支援事業

<事業の内容> 一人では外出できない知的障害者、精神障害者、全身性障害者及び難病患者等について、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	217人	216人	212人	214人	216人	218人
年間延べ利用時間	12,236h	13,188h	8,630h	8,716h	8,803h	8,891h
<事業の取組み> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、利用時間を縮小する利用者が多かったため低い利用実績となっています。 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な対応が可能であり、単独外出に支障がある障害者等を支援するため利用ニーズが多く、利用者の社会参加を促進する視点から、サービス提供体制の拡充を図っていきます。						

(10) 地域活動支援センター事業

<事業の内容>

基本事業としての創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談支援事業や社会資源との連携、地域ボランティアの育成・助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
年間実利用者数	235人	312人	297人	320人	330人	340人

<事業の取組み>

地域活動支援センター「ぱれっと・はだの」、「ひまわり」の市内2か所で実施し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図り、地域生活支援を促進します。

(11) 訪問入浴サービス事業

<事業の内容>

自宅において一人で入浴できない、常時介護を要する障害者に入浴サービスを提供する事業です。

内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	14人	14人	17人	17人	17人	17人
年間延べ利用回数	1,081回	1,110回	1,278回	1,306回	1,335回	1,364回

<事業の取組み>

在宅で入浴することが困難な身体障害者に入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、障害者が自ら業者を選択できるよう複数の業者を登録するなどの環境整備を行い、地域における障害者の生活を支援していきます。

(12) 日中一時支援事業

<事業の内容> 障害者児の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	313人	305人	285人	304人	326人	348人
年間延べ利用回数	12,159回	14,286回	6,725回	7,868回	9,206回	10,771回
<事業の取組み> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、利用を控える世帯が多かったため低い利用実績となっています。 引き続き、障害者等を介護する家族の一時的な休息を提供し、また、共働き世帯の増加に伴う就労環境によるニーズが見込まれることから、支援体制の整備を図ります。						

(13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

<事業の内容> 視覚障害者が地域生活において必要な情報を提供できるよう、広報誌等の点訳、音声訳等を定期的に行う事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
<事業の取組み> 希望者に対して点字広報、音声広報を発行するため、秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音赤十字奉仕会に委託し、視覚障害者の情報を確保します。						

イ 重度身体障害者移動支援事業

<事業の内容>						
屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を委託し、外出の際の移動を支援する事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
年間延べ利用件数	4,830件	4,544件	4,639件	4,700件	4,800件	4,800件
<事業の取組み>						
車椅子やベッドのままタクシーに乗って移動できるように、リフト付車両を運行するため、「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」及び「送迎ボランティアゆりの会」に委託し、障害者の生活範囲を拡大します。						

ウ 身体障害者歩行訓練事業

<事業の内容>						
肢体障害者及び内部障害者が一同に集い、心身の鍛錬と行動力の強化、機能回復を図ることを目的とする事業です。						
内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
年間延べ利用者数	228人	218人	72人	80人	150人	220人
<事業の取組み>						
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、委託事業を縮小したことから、低い利用実績となっています。						
引き続き、公園などにおいて歩行訓練を実施するため、秦野市身体障害者福祉協会に委託し、障害者等の社会参加の促進を支援します。						

エ 視覚障害者移動支援事業

<事業の内容>

屋外での移動が困難となる視覚障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出の際の移動を支援する事業です。

内容・単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
年間延べ利用者数	217人	136人	159人	160人	180人	200人

<事業の取組み>

視覚障害者の社会参加を促進するため、秦野市誘導赤十字奉仕団に委託し、視覚障害者の生活範囲の拡大等を図ります。

【市の地域生活支援事業の一覧】

事業名	単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1) 理解促進研修 ・啓発事業	回数	13回	15回	11回	20回	20回	20回
(2) 自発的活動 支援事業	委託箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(3) 障害者相談支援事業							
・障害者相談 支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
・基幹相談支援 センターの設置	設置の有無	有	有	有	有	有	有
・基幹相談支援セン ター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	3人	5人	4人	5人	5人	5人
(5) 成年後見制度法 人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
・手話通訳者 派遣事業	延べ派遣者数	258人	210人	196人	200人	220人	220人
・要約筆記者 派遣事業	延べ派遣者数	8人	8人	0人	0人	8人	8人
・手話通訳者 設置事業	延べ設置者数	215人	298人	260人	280人	290人	290人
(7) 日常生活用具給付等事業							
・介護・訓練 支援用具	件数	11件	9件	8件	7件	6件	6件
・自立生活 支援用具	件数	14件	22件	19件	18件	17件	17件
・在宅医療等 支援用具	件数	15件	13件	14件	13件	13件	12件
・情報・意思疎通 支援用具	件数	23件	38件	13件	12件	12件	12件
・排泄管理 支援用具	件数	2,754件	2,782件	2,731件	2,690件	2,649件	2,609件
・在宅生活動作補助 用具(住宅改修)	件数	0件	1件	0件	1件	1件	1件
(8) 手話奉仕員 養成研修講座	登録者数	21人	21人	9人	10人	20人	20人
(9) 移動支援事業	実利用者数	217人	216人	212人	214人	216人	218人
	延べ利用時間	12,236h	13,188h	8,630h	8,716h	8,803h	8,891h

事業名	単位	第5期利用実績			第6期計画見込量		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用者数	235 人	312 人	297 人	320 人	330 人	340 人
(11) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	14 人	14 人	17 人	17 人	17 人	17 人
	延べ利用回数	1,081 回	1,110 回	1,278 回	1,306 回	1,335 回	1,364 回
(12) 日中一時支援事業	実利用者数	313 人	305 人	285 人	304 人	326 人	348 人
	延べ利用回数	12,159 回	14,286 回	6,725 回	7,868 回	9,206 回	10,771 回
(13) 障害者社会参加促進事業							
ア 点字広報等発行事業	委託箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
イ 重度身体障害者移動支援事業	委託箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	延べ利用件数	4,830 件	4,544 件	4,639 件	4,700 件	4,800 件	4,800 件
ウ 身体障害者歩行訓練事業	委託箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	延べ利用者数	228 人	218 人	72 人	80 人	150 人	220 人
エ 視覚障害者移動支援事業	委託箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	延べ利用者数	217 人	136 人	159 人	160 人	180 人	200 人

5 見込量確保のための方策

- (1) 本市がこれまで実施してきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などの取組みを基礎に、障害福祉サービスを適正に組み合わせ、障害の程度や特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう努めます。
- (2) 障害者の地域生活を支援するため、地域におけるボランティアや障害者団体、NPO法人などの社会資源の活用により継続的なサービス提供を図ります。
- (3) 「秦野市障害者福祉計画」で示している障害者の地域生活を支える理念を広く共有し、障害者・家族、支援者との協働により地域生活支援事業の充実を図ります。
- (4) 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の円滑な利用が図れるよう努めます。
- (5) 実施している事業のほか、地域生活支援事業に係る国庫補助事業等に対応し、事業の見直しを含め必要に応じて新たな事業を位置付けて実施し、取組みの充実と必要な財源確保に努めます。

第2部 第2期秦野市障害児福祉計画

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び経過

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図り、サービスの質の確保・向上を図ることを目的に、平成28年5月に児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、本市においても、この法律に基づき「第1期障害児福祉計画」を策定しました。

本市では、これまで、第1期障害児福祉計画の中に、障害児支援について必要量の見込み等を定め、障害児のサービスの提供体制確保を図ってきました。

引き続き、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第2期障害児福祉計画を策定します。この計画では、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保にかかる目標に関する事項及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めます。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

(1) 地域における支援体制の整備

療育相談を窓口とし、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援等と緊密に連携を図り、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援が受けられるよう、障害児支援体制整備を図っていきます。

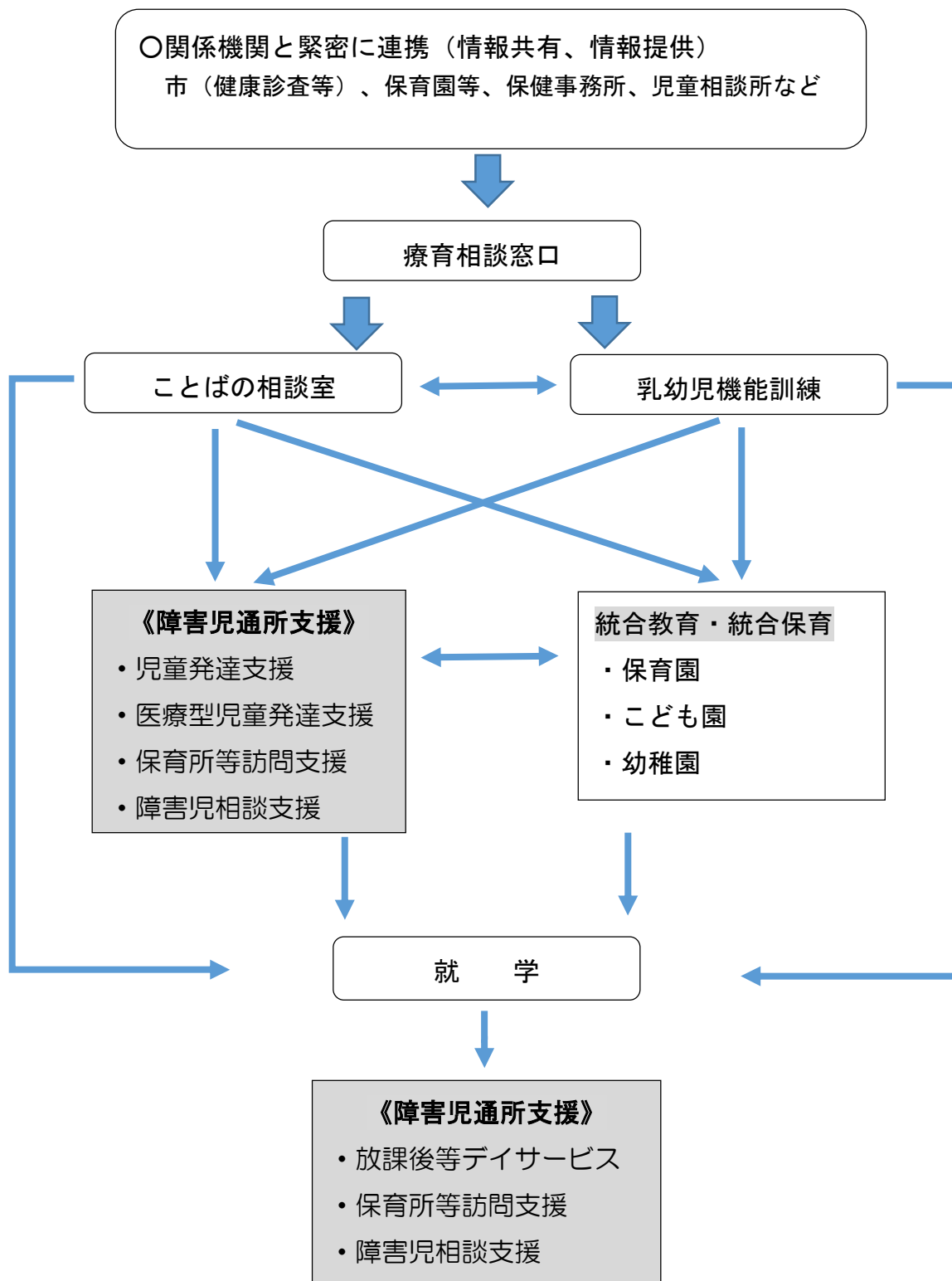
(2) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援等を活用し、育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

(3) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域資源について圏域自治体との情報共有に努め、支援の充実を図っていきます。

3 障害福祉サービスの体系イメージ図



第6章 令和5年度までの目標値の設定

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	2か所	設置済	令和5年度末までに1か所以上設置

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	国の基本指針
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1か所	設置済	令和5年度末までに1か所以上設置

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

公設の秦野市児童発達支援事業所「たんぼぼ教室」で、肢体不自由クラスを含めた重症心身障害児への支援を今後も継続していきます。

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	国の基本指針
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	未設置	1か所	令和5年度末までに1か所以上設置

(4) 医療的ケア児の協議の場

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関連機関が連携を図るための協議の場において必要な支援体制の検討を図っていきます。

本市では、神奈川県障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク会議において、情報共有を図ります。

また、圏域での市町村協議の場も含め、設置に向けて神奈川県や圏域市町村と連携していきます。

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	国の基本指針
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	未設置	設置	令和5年度末までに設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	未配置	配置	令和5年度末までに1人以上配置

【取組みの方向】

市内には、重症心身障害者を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、身近な地域で支援を受けるというニーズに対して、サービスが円滑に利用できるよう努めます。

医療的ケア児支援のための協議の場の運用を開始し、コーディネーターの配置や医療的ケア児への具体的な支援策について協議・検討を行います。

第7章 福祉サービスごとの見込量

障害児通所支援、障害児相談支援について、必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

- 表中の実績値は、各年度の1か月平均の実績値です。
- 単位の「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」です。
- 事業所数は、令和3年4月1日現在の状況です。

1 障害児通所支援

障害のある、または障害のおそれのある児童について、施設への通所などにより、必要な療育を実施するサービスです。

サービス名称	内 容	市内事業所
児童発達支援	障害児が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	12 か所
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通所または通院し、児童発達支援及び治療を行います。	0 か所
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	21 か所
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	2 か所

サービス名称	内 容	市内事業所
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障害児通所支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	〇か所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 児童発達支援

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	1,222人日分	1,315人日分	1,234人日分	1,405人日分	1,435人日分	1,465人日分
	135人分	155人分	149人分	165人分	165人分	170人分
<p><基本的な考え方></p> <p>増加傾向にある発達障害児の人数や地域で質の高い療育を受けられる場を提供する観点から、必要なサービス見込量を設定します。</p>						

イ 医療型児童発達支援

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療型児童 発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
<p><基本的な考え方></p> <p>市内及び圏域において、サービスを提供する事業者（新規開設予定を含む）がなく、利用実績もないことから必要なサービス量は見込めませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障害児への対応を見据えて検討していく必要があります。</p>						

ウ 放課後等デイサービス

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等	2,535人日分	2,888人日分	2,994人日分	3,450人日分	3,500人日分	3,550人日分
デイサービス	269人分	317人分	328人分	375人分	380人分	385人分

<基本的な考え方>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う学校休校措置などの影響により、利用した児童数や利用時間が増えた状況となっています。

今後のニーズの拡大が想定され、学校教育との相乗効果により、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

エ 保育所等訪問支援

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等	5人日分	5人日分	6人日分	5人日分	6人日分	7人日分
訪問支援	5人分	5人分	5人分	5人分	6人分	7人分

<基本的な考え方>

令和3年度に事業所が増え、今後の利用者の増加が見込まれるサービスで、保育所等での障害児の受け入れや安定した利用を促進する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

オ 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
児童発達支援	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

<基本的な考え方>

市内及び圏域において、サービスを提供する事業者（新規開設予定を含む）がなく、利用実績もないことから必要なサービス量は見込めませんが、就学前の重症心身障害児への対応を見据えて検討していく必要があります。

2 障害児相談支援

障害のある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、それぞれに合ったサービス提供への相談や支援を行います。

サービス名称	内 容	市内事業所
障害児相談支援	障害児通所サービスを利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用にかかる連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。	9か所

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障 害 児 相 談 支 援	58人分	71人分	76人分	85人分	90人分	95人分
<基本的な考え方> 障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、必要なサービス見込量を設定します。						

3 見込量確保のための方策

- (1) 重症心身障害児や医療的ケア児等、現在のサービス提供体制においては、利用できる事業所に限られるため、より利用者のニーズ及び市の課題に即した児童の通所先の確保に優先して取り組みます。
- (2) 障害児通所支援等のサービス事業所について、利用希望者の受入体制の拡充や支援員等専門スタッフの充実など必要な対応を支援し、サービスの量とあわせて質の確保、向上を図ります。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月当たりの見込量）

	サービス内容	第1期利用実績			第2期計画見込量		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児通所支援	児童発達支援	1,222人日分	1,315人日分	1,234人日分	1,405人日分	1,435人日分	1,465人日分
		135人分	155人分	149人分	165人分	165人分	170人分
	医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
		0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
	放課後等デイサービス	2,535人日分	2,888人日分	2,994人日分	3,450人日分	3,500人日分	3,550人日分
		269人分	317人分	328人分	375人分	380人分	385人分
	保育所等訪問支援	5人日分	5人日分	6人日分	5人日分	6人日分	7人日分
		5人分	5人分	5人分	5人分	6人分	7人分
	居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
		0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
障害児相談支援	障害児相談支援	58人分	71人分	76人分	85人分	90人分	95人分

第8章 計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画及び障害児福祉計画における地域生活への移行や一般就労への移行などの数値目標のほか、福祉サービス見込量の達成状況について、秦野市障害者支援委員会において点検・評価を行うこととしています。

そして、その評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、計画の達成に必要な施策を実施します。

なお、未だ新型コロナウイルス感染症の流行終息が見通せない中、今後、ポストコロナ・アフターコロナ対応を踏まえた日常生活と接していくことが考えられます。引き続き、切れ目のないサービス支援を継続していくために、福祉現場におけるICT活用の推進などの取組みによる障害福祉サービス等の制度改正を見据え、この計画で定めた内容について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、適宜、見直しを検討するものとします。

<参 考>

秦野市障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
案について（諮問）

F No. 4・1・2（甲）

令和4年 3月24日

秦野市障害者支援委員会
会長 伊藤 崇博 様

秦野市長 高橋 昌和

秦野市障害福祉計画及び障害児福祉計画について（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項等の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画案を作成しましたので、貴委員会の答申をいただきたく諮問いたします。

<参 考>

秦野市障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）案について（答申）

令和4年3月29日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市障害者支援委員会
会長 伊藤崇博

秦野市障害福祉計画及び障害児福祉計画案について（答申）

令和4年3月24日付けFN o. 4・1・2（甲）で諮問のありました第6期秦野市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画案について、当委員会において慎重に審議した結果、原案は妥当なものであると認めますので、その旨を答申します。

なお、当委員会の総意として次のとおり意見を付しますので、計画の推進に当たっては、その趣旨を留意されるよう要望します。

- 1 計画の理念を達成するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、地域で安心して安全に暮らせるよう障害福祉サービス等の充実を図り、適切な選択や相談ができるよう支援体制の整備に努めてください。
- 2 今後の計画の推進に当たっては、地域の実情や社会の変化等を踏まえつつ、適切な進行管理を図るとともに、障害者一人ひとりに合ったきめ細やかな支援が図られるよう努めてください。

令和4年（2022年）3月発行

秦野市障害福祉計画
（第6期 令和3年度～令和5年度）

秦野市障害児福祉計画
（第2期 令和3年度～令和5年度）

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

T E L 0463(82)5111（代表）

0463(82)7616（直通）

F A X 0463(82)8020

E-mail syougai - f@city.hadano.kanagawa.jp